

類型別対応方針

1 類型別対応方針の必要性

類型別対応方針は、基本方針の中核を成すものであり、各現場への具体的な対応方針の類型を定めるものである。類型に分けることとしたのは、放置艇が存在する各港・各地区では、放置艇による影響の度合いや、地理的条件、集落との距離、接続道路、駐車場の有無、船舶の多寡、船種の割合、放置艇化の経緯などの状況が異なっており、一律ではないからである。

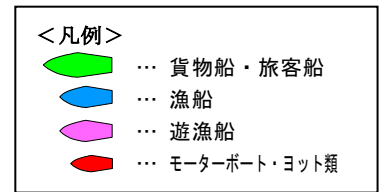
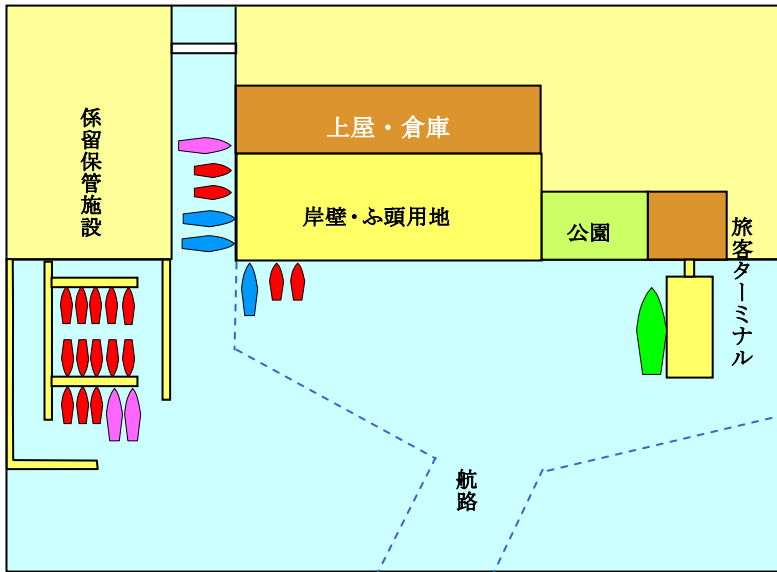
それぞれの状況に応じた対策が求められるので、県内の都市型の港から地方型の港にまで対応できるように、次のとおり5類型に集約する。

2 類型別対応方針案

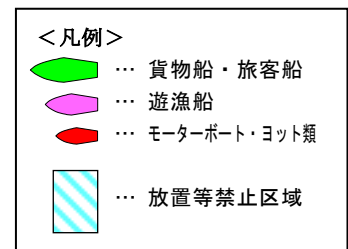
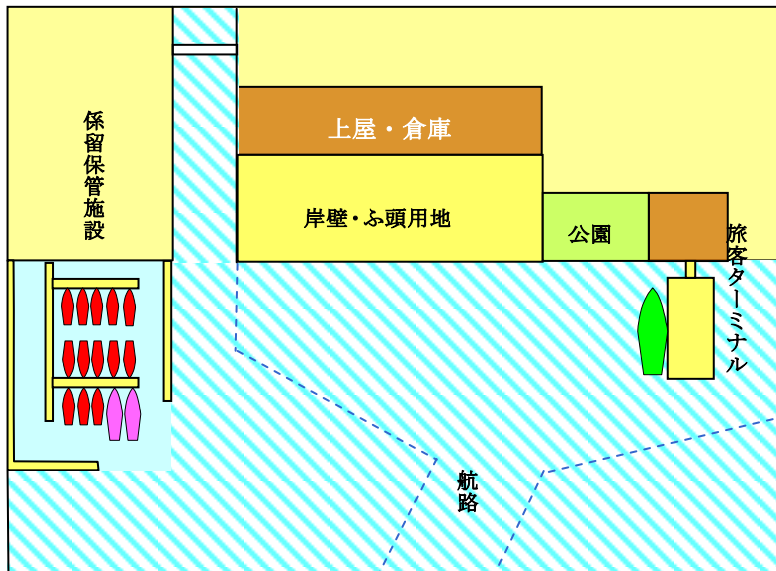
- (1) A類型：全ての船舶（漁船、遊漁船及びモーターボート・ヨット類）の係留を禁止する類型であり、都市部の港湾などで、船舶航行上の支障や周辺環境の悪化等の影響が生じている港・地区に適用する。

都市部の重要港湾の航路内、係留保管施設の付近、河口付近の河川の流水阻害をもたらす水域、係留船舶による高潮、津波及び台風災害による人の生命・財産の喪失が生じるおそれのある地区等においては、全ての船舶の係留を禁止することが求められる。

対応前の状態



対応後の状態

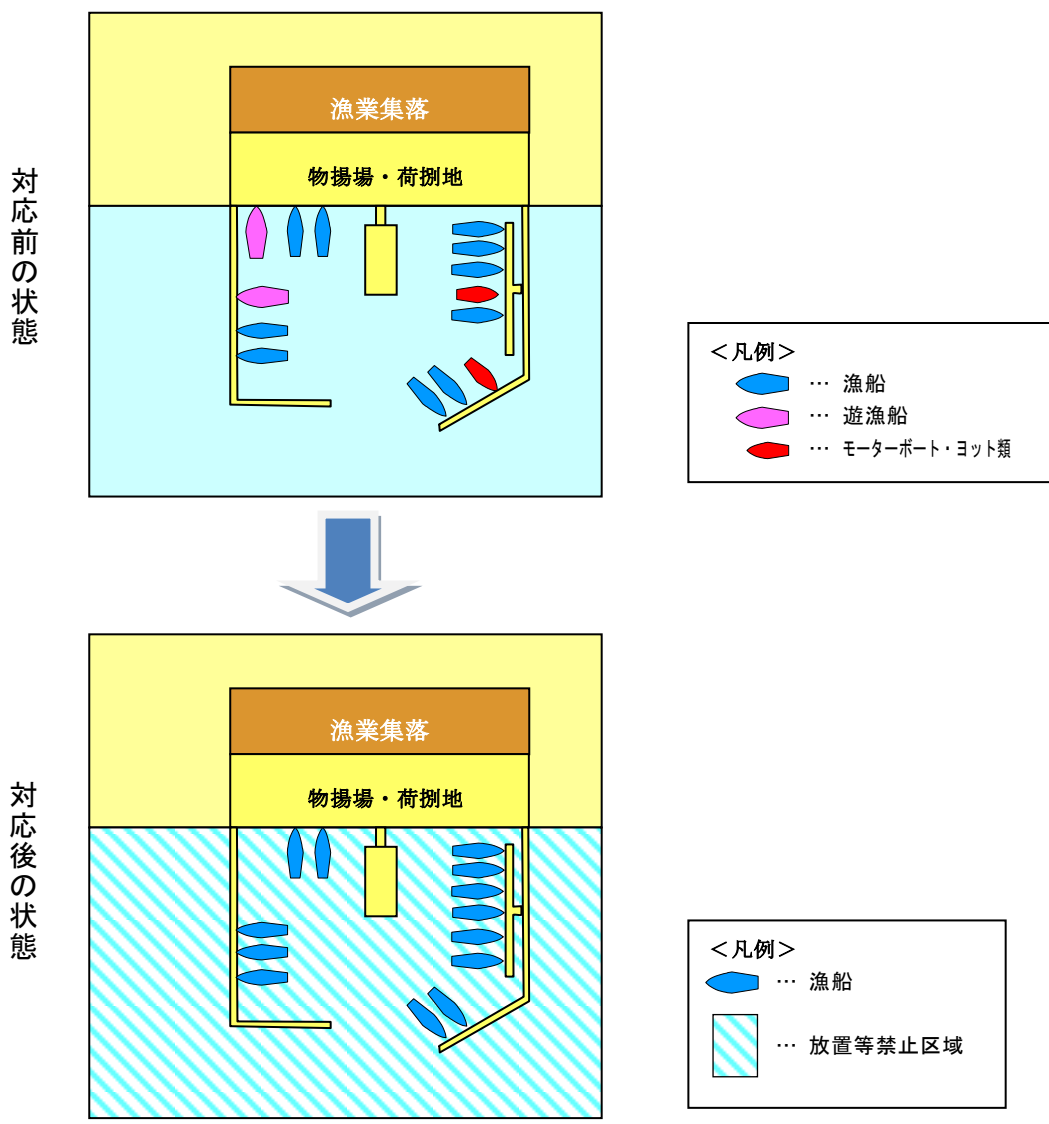


【図－１】都市部の重要港湾の航路内や係留保管施設付近の水域において、全ての船舶の係留を禁止するA類型の例。係留保管施設を除く当該港・地区の水域に、全ての船舶の放置を禁止する禁止区域を指定する。なお、貨物船・旅客船は、港湾施設である栈橋の使用許可を受ける。

(2) B類型：漁船以外の船舶の係留を禁止する類型であり、漁港などで、漁船の中に遊漁船及びモーターボート・ヨット類が混在し、漁業活動への支障が生じている港・地区に適用する。

漁港とは、漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であり（漁港漁場整備法第2条）、本来、主に漁業活動のために利用されるべきものである。したがって、通常は、漁船の利用が他の船舶の利用よりも優先されるべきであり、漁船以外の船舶によって漁業活動への支障が生じている漁港においては、漁船のみの係留を認め、他の船舶の係留を禁止する必要がある。また、港湾区域の中にも、元々漁港であった港・地区があり、同様の扱いとする。

なお、漁船については、県（農林水産事務所）へ漁船登録手続がなされており、また、生業のために使用される船舶なので、係留許可手続は不要とする。



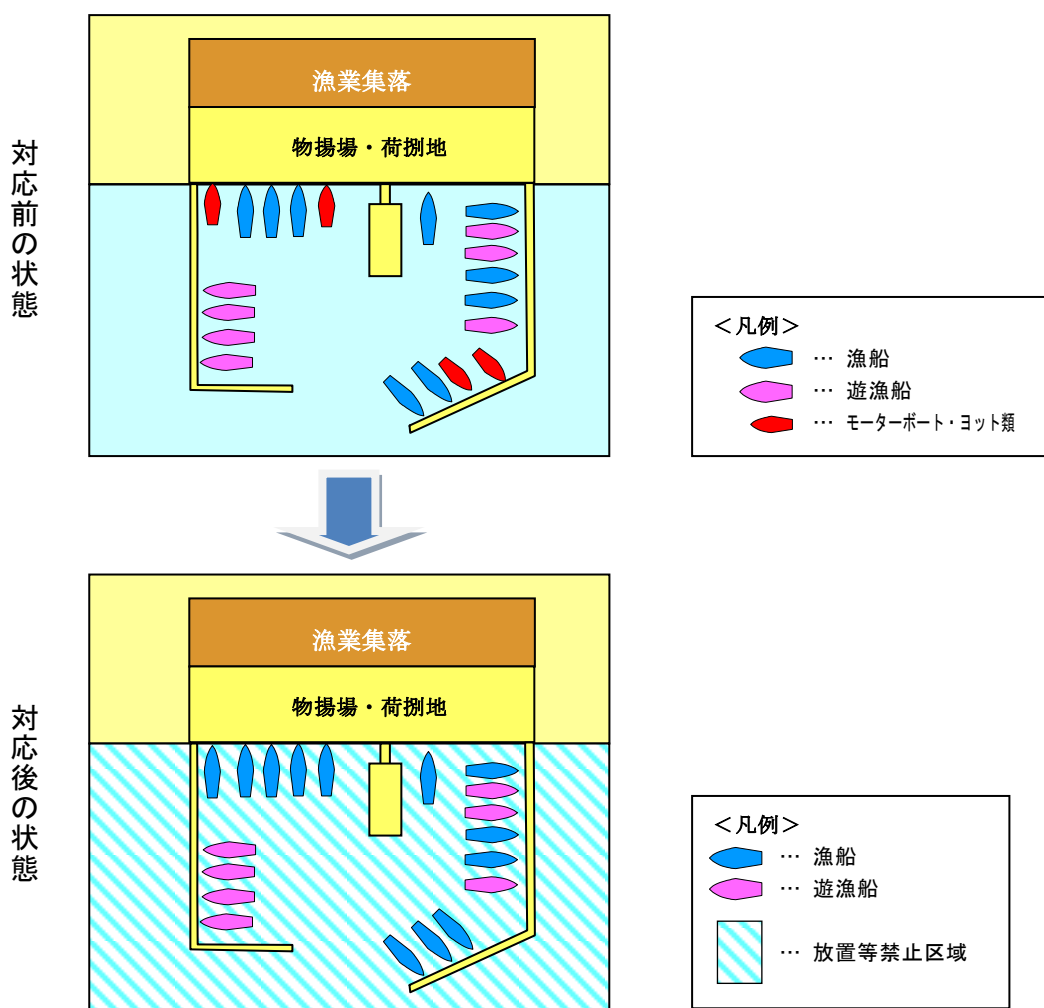
【図－2】漁港などで、漁業活動への支障が生じるため、漁船以外の船舶の係留を禁止するB類型の例。当該港・地区の水域全域に、漁船を除く船舶の放置を禁止する禁止区域を指定する。

(3) C類型：漁船及び遊漁船を除く船舶の係留を禁止する類型であり，漁港などで，漁船の他，遊漁船の係留を認めても漁業活動への支障が生じない港・地区に適用する。

漁港とは，前述のとおり，本来，主に漁業活動のために利用されるべきものであるが，漁業活動を阻害しない範囲での他の目的での使用が禁止されているものではないため（平成6年9月21日付け水産庁長官通知「漁港における漁船以外の船舶の利用について」等），漁業活動への支障が生じない場合，遊漁船業を営む遊漁船の係留も認めることができるケースがあり得るものと考えられ，このような場合に適用していく。

なお，漁船については，3ページ（2）に述べた理由から，係留許可手続は不要とする。

また，遊漁船については，遊漁船所有者による事業の要素があるが，プレジャーボートという側面もあり，レジャーのために公共用物である海を占使用するようになるため，係留許可手続を求める。



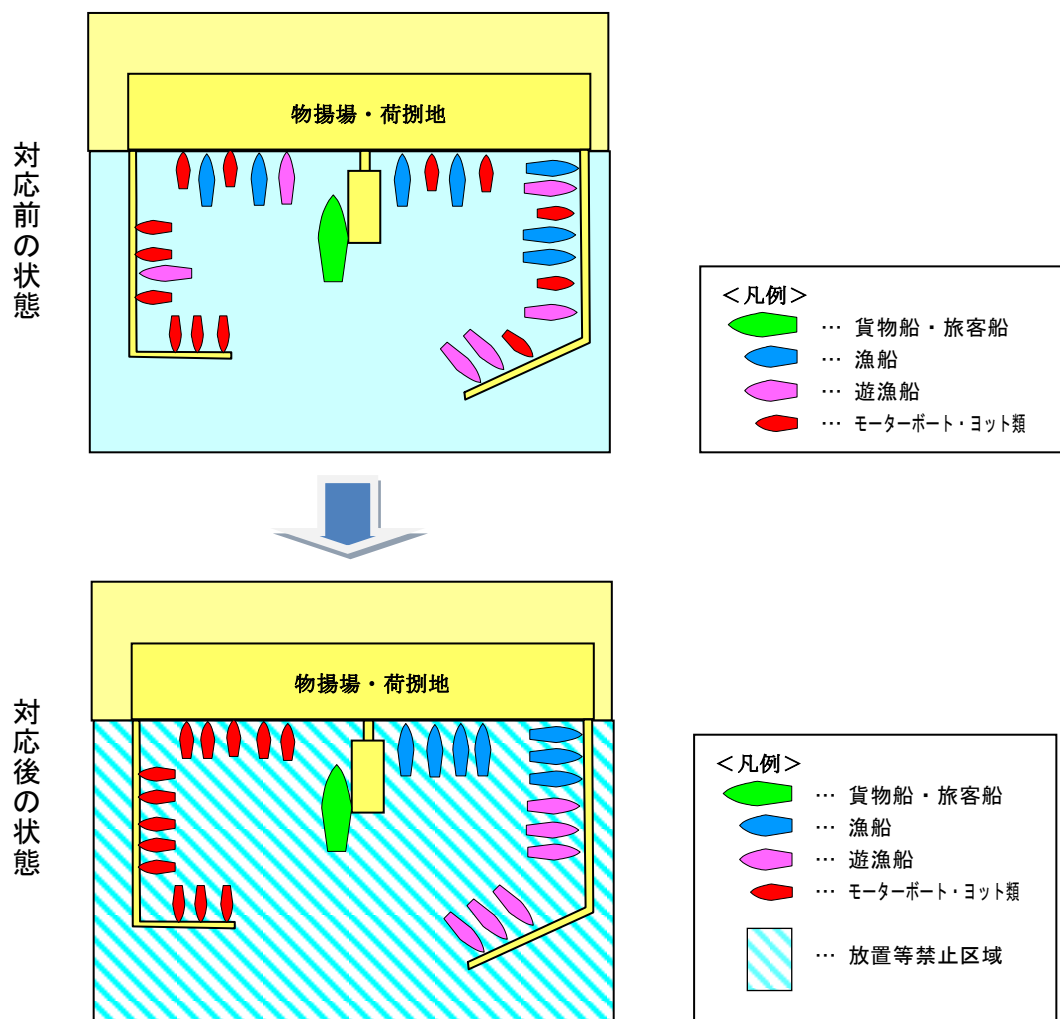
【図-3】漁港などで，漁船の他，遊漁船の係留を認めても漁業活動への支障が生じないため，漁船・遊漁船の係留を認めるC類型の例。当該港・地区の水域全域に漁船を除く船舶の放置を禁止する禁止区域を指定し，遊漁船に対して係留許可手続を行う。

(4) D類型：棲み分けを図った上で、漁船、遊漁船及びモーターボート・ヨット類の係留を認める類型であり、地方部の港湾や漁港などで、棲み分けをすることによって、漁船の漁業活動や他の船舶の航行などに支障が生じないようにするため、当該3種類の船舶の係留が認められる港・地区に適用する。

既存ストックをできるだけ活用して、放置艇の中心を占めるモーターボート・ヨット類の係留を許可し、放置艇を許可艇に転換させていくための柔軟な対策として打ち出す類型である。

なお、漁船については、3ページ(2)に述べた理由から、係留許可手続は不要とする。

それから、遊漁船にあつては4ページ(3)に述べた理由のため、また、モーターボート・ヨット類にあつてはプレジャーボートであるため、係留許可手続を求める。



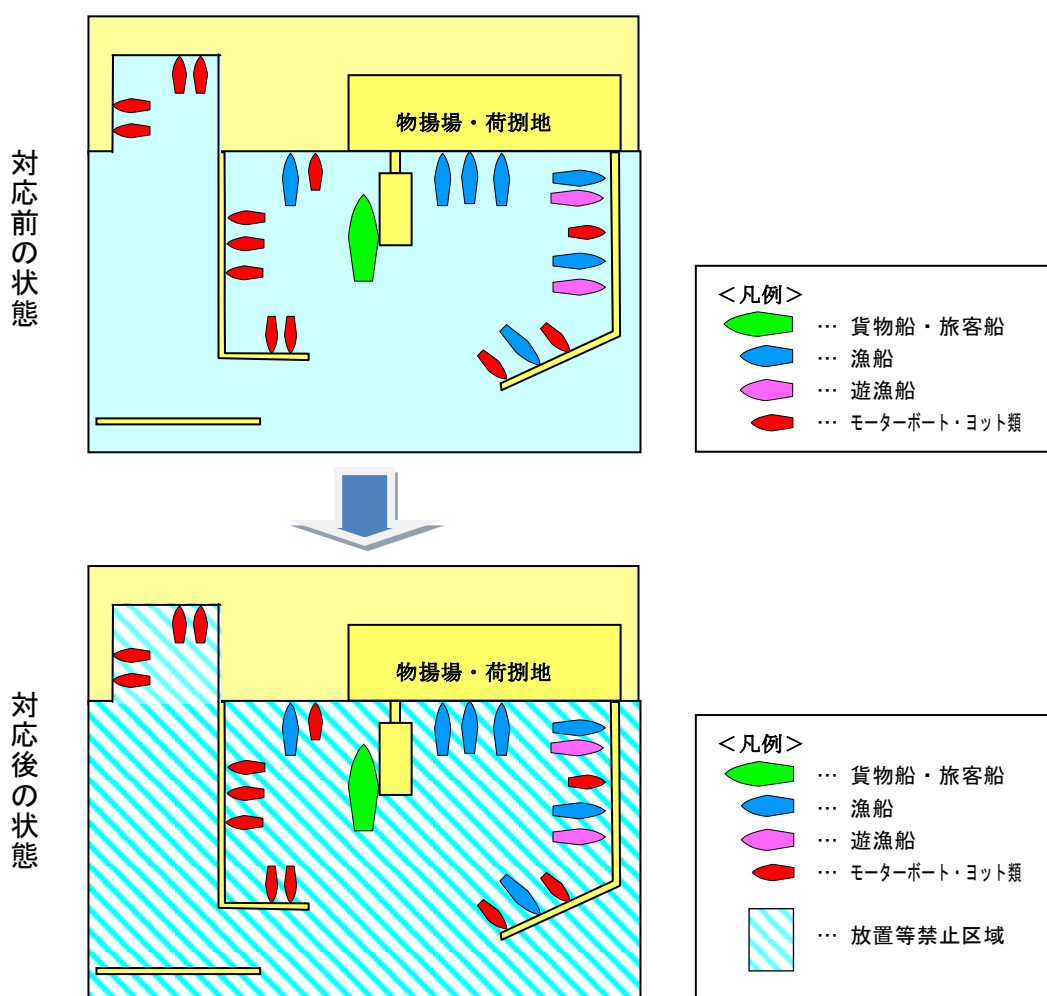
【図-4】港湾、漁港などで、棲み分けによって、それぞれの船舶が他の船舶の支障にならず、漁船、遊漁船及びモーターボート・ヨット類の係留を認めるD類型の例。当該港・地区の水域全域に漁船を除く船舶の放置を禁止する禁止区域を指定し、遊漁船及びモーターボート・ヨット類に対して係留許可手続を行う。なお、貨物船・旅客船は、港湾施設である棧橋の使用許可を受ける。

(5) E類型：棲み分けを行うことなく，漁船，遊漁船又はモーターボート・ヨット類の係留を認める類型であり，港湾や漁港などで，係留する船舶の総数が比較的少なく，漁船の漁業活動や他の船舶の航行などに支障が生じていない港・地区に適用する。当該3種類の船種のうち，1種類又は2種類の船舶による係留の場合も当該類型に含むものとする。

D類型と同様に，既存ストックをできるだけ活用して，放置艇の中心を占めるモーターボート・ヨット類の係留を許可し，放置艇を許可艇に転換させていくための柔軟な対策として打ち出す類型である。

なお，漁船については，3ページ(2)に述べた理由から，係留許可手続は不要とする。

また，遊漁船にあつては4ページ(3)，モーターボート・ヨット類にあつては5ページ(4)に述べた理由から，係留許可手続を求める。



【図-5】港湾，漁港などで，係留船舶数が比較的少なく，漁業活動への支障も生じていないため，棲み分けをせず，現状のまま，漁船，遊漁船及びモーターボート・ヨット類の係留を認めるE類型の例。当該港・地区の水域全域に漁船を除く船舶の放置を禁止する禁止区域を指定し，遊漁船及びモーターボート・ヨット類に対して係留許可手続を行う。なお，貨物船・旅客船は，港湾施設である棧橋の使用許可を受ける。